

入札公告

(仮称) 有田市地域交流センター新築工事の入札について、条件付き一般競争入札を行うので次のとおり公告する。

平成27年10月28日

有田市長 望月良男

1 入札に付する工事の概要

- (1) 工事年度・工事番号 平成27年度 第 号
- (2) 工事名 (仮称) 有田市地域交流センター新築工事
- (3) 工事場所 有田市箕島地内
- (4) 工事概要 建築構造：鉄筋コンクリート造 一部鉄骨造 地上4階
敷地面積：5,548.96 m²
建築面積：2,447.75 m²
延床面積：4,190.22 m²
上記建物の建築工事及び電気設備工事、機械設備工事等
- (5) 工期 平成29年3月31日まで
- (6) 設計業務の受託者 (仮称) 有田市地域交流センター設計 徳岡設計・アール企画・
S p a z i o設計共同企業体
- (7) 予定価格 2,709,720,000円 (消費税及び地方消費税の額を含む。)
- (8) 調査基準価格 2,303,262,000円 (消費税及び地方消費税の額を含む。)
- (9) 失格基準価格 1,896,804,000円 (消費税及び地方消費税の額を含む。)
- (10) 施工形態 特定建設工事共同企業体
- (11) 本工事は、低入札価格調査制度の対象工事である。
- (12) 支払条件 前払金 有 (ただし、1億5千万円を上限とする。)
部分払 有 (3回)
- (13) 契約の保証 要
- (14) かし担保期間 2年間
- (15) 議会の議決 要

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げるすべての要件を満たしていること。なお、共同企業体の各構成員は、2以上の共同企業体の構成員となることはできない。

- (1) 共同企業体の構成員は次に掲げるすべての要件を満たしていること。
 - ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - イ 建設業法(昭和24年法律第100号)第28条に基づく営業停止の処分を受けていない者であること。
 - ウ 有田市の発注する建設工事の入札参加資格を有する者であること。
 - エ 建設業法に基づく建築工事業の特定建設業の許可を受けている者であること。

オ 有田市建設工事等契約に係る入札参加資格停止等の措置要綱（平成20年有田市訓令第2号。以下「入札参加資格停止措置要綱」という。）に基づく入札参加資格停止を受けている期間中でないこと。

カ 和歌山県建設工事等契約に係る入札参加資格停止等措置要綱（平成16年6月15日制定）に基づく入札参加資格停止を受けている期間中でないこと。

キ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更正手続または再生手続開始の決定を受けている者を除く。

ク 本工事に係る設計業務等の受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

(2) 一共同企業体の構成員数は2者又は3者であること。

(3) 一構成員当たりの出資比率は、構成員数が2者の場合は30%以上、3者の場合は20%以上であること。

(4) 共同企業体の経営形態は、共同施工方式であること。

(5) 一共同企業体の代表幹事となる者は、次に掲げるすべての要件を満たしていること。

ア 建設業法第27条の29第1項に定める総合評定値通知書における建築一式工事の総合評定値（審査基準日が平成25年10月1日から平成26年9月30日までの期間内であるもの。以下、「建設業法第27条の29第1項」から「期間内であるもの。」までを、単に「総合評定値」という。）が1250点以上の者であって、平成12年4月1日から入札書を提出した日までに完成し、引き渡し完了した国または地方公共団体等（注1）発注の延床面積3,000㎡以上の建築一式工事を新築した実績（注2）を有する者であること。

イ 建築一式工事の監理技術者が4名以上在籍（注3）していること。

ウ 建築一式工事の監理技術者を当該工事に専任で配置すること。

(6) 一共同企業体の代表幹事以外の構成員は、次に掲げるすべての要件を満たしていること。

ア 主たる営業所（「主たる営業所」とは、建設業を営む営業所を統轄し、指揮監督する権限を有する1か所の営業所をいう。以下同じ。）が有田市内にある総合評定値が720点以上の者であって、かつ過去2年間に有田市が発注する建築一式工事部門の指名競争入札に参加した実績のある者であること。

イ 建築一式工事の監理技術者が在籍していること。

ウ 建築一式工事の監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を専任で配置すること。

（注1）「国または地方公共団体等」とは、中央省庁、都道府県、市町村、特別区、一部事務組合、財産区、地方開発事業団等、地方公共団体が設立した財団法人、法人税法別表第一に掲げる公共法人及び国土交通省令で定める法人とする。

（注2）共同企業体としての施工実績は、出資比率20%以上のものに限る。

（注3）当該企業に在籍する期間が入札書提出日において3か月を経過しているものに限る。

（以下、主任技術者に関する事項についても同じ。）

3 入札参加手続き等

(1) 本件入札においては、開札後に入札参加資格の審査を行うため、事前の入札参加申請手続き等は要しない。

(2) 技術資料作成要領は、入札参加希望者に無料で次により交付する。

ア 交付期間 平成27年10月28日（水）から平成27年11月13日（金）までの有田市の休

日を定める条例（平成3年有田市条例第23号）第1条に規定する市の休日（以下「休日」という。）を除く日の午前10時から午後4時まで

イ 交付場所 和歌山県有田市箕島50
有田市役所経営管理部総務課管財係
電話番号 0737-83-1111（内線217・222）

(3) 設計図書等の閲覧期間及び閲覧場所等

ア 閲覧期間 (2) のアに同じ

イ 閲覧場所 (2) のイに同じ

ウ その他設計図書等の電子データによる配布を希望する者は、未使用のCD-R（書き換えが可能なCD-RWは不可。）を持参すること。ただし、本入札に参加するために必要な要件を満たさないことが明らかな者には配布しない。

(4) 設計図書等に対する質問及び回答

ア 受付期間 平成27年11月11日（水）から平成27年11月13日（金）までの3日間。
受付期間最終日は午後4時までとする。

イ 受付方法 建設工事に係る条件付き一般競争入札（事後審査・郵送方式）実施要領（平成20年10月1日施行。以下「実施要領」という。）に定める質問書により直接持参、ファクシミリ又は電子メールのいずれかの方法で提出すること。（直接持参の場合、受付時間は午前9時から午後4時とする。）

ウ 受付場所 和歌山県有田市箕島50
有田市役所経営管理部総務課管財係
電話番号 0737-83-1111（内線217・222）
FAX 0737-82-1725
e-mail somu@city.arida.lg.jp

エ 回答日 平成27年11月20日（金）

オ 回答の閲覧方法 総務課に掲示し、有田市ホームページ（<http://www.city.arida.lg.jp/>）内に掲載する。

(5) 現場説明会は、行わない。

4 入札等

(1) 入札書等提出期間及び提出先

ア 提出期間 平成27年11月24日（火）から平成27年12月1日（火）まで

イ 提出先 〒649-0399
日本郵便株式会社 箕島郵便局留
有田市役所経営管理部総務課管財係 行

(2) 入札書等の提出について

ア 入札書等は、次の方法により郵送で提出すること。

(ア) 封筒に入札書、工事費内訳書、技術資料、有田市共同企業体運用基準に基づく各様式、低入札調査基準価格を下回る応札を行う者は低入札価格調査実施要領（平成15年8月1日施行。）に基づく入札理由書を入れ、封筒の表面に開札日、工事年度・工事番号、工事名、工事場所、入札者の商号又は名称（共同企業体の場合は共同企業体名）、建設業許可番号（代表幹事の建設業許可番号）、担当者の所属及び氏名並びに担当者連絡先（電話番号及びファクシミリ番号）を記載すること。

(イ) 入札書等は、一般書留郵便又は簡易書留郵便のいずれかの方法により、郵送すること。

(ウ) 入札書等は、提出期間内に到達するように郵送すること。

イ 提出期間以外で到達した入札書等は、理由の如何にかかわらず受理しないものとする。

ウ 一度提出された入札書等の書換え、引換え又は撤回は認めないものとする。

(3) 入札書等の不受理について

実施要領第14条に掲げる入札書等は、不受理とする。

(4) 入札の無効について

実施要領第15条に掲げる入札は、無効とする。

(5) 失格について

実施要領第16条の各号に該当する者は、失格とする。

5 開札等に関する事項

(1) 開札は公開とする。

ア 開札日時 平成27年12月2日（水）午前10時30分から

イ 開札場所 和歌山県有田市箕島50

有田市役所 3階 第1会議室

(2) 落札予定について

落札予定日 平成27年12月3日（木）（低入札価格調査が無い場合）

(3) 入札結果の公表

落札決定の翌日

(4) 公表方法

開札状況及び入札結果は、総務課に掲示し、有田市ホームページ（<http://www.city.arida.lg.jp/>）内に掲載するものとする。

6 低入札価格調査に関する事項

(1) 開札後、低入札調査基準価格を下回る応札を行った者は低入札価格調査実施要領に基づく調査を実施する。

(2) 低入札価格調査基準価格を下回る応札を行った者は、低入札価格調査実施要領に基づく各様式（入札理由書を除く。）を開札後、開札日の翌日までに4部提出すること。

(3) 低入札価格調査を受けた者との契約については、次のとおり取り扱うものとする。

ア 契約の保証の額を請負代金額の10分の3以上とする。

イ 監理技術者の他に同等の要件を満たす専任の技術者の配置を求めることがある。

7 落札者の決定方法

(1) 予定価格（消費税及び地方消費税を除く。）の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者（低入札価格調査実施要領に基づく失格判定基準に該当することとなった者、又は調査の結果、適合した履行がされないおそれがあると認められた者を除く。）を落札者とする。

(2) 入札執行者は、(1)の落札者に該当する者が2人以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。なお、当該者がくじ引きに参加できないときは、入札事務に

関係のない職員にくじを引かせて決定するものとする。

8 留意事項

- (1) 入札の適正な競争性を確保するため、1 共同企業体のみが参加した入札は取り止めることとする。
- (2) 本件の契約については、議会の議決を要するため、落札決定後に仮契約を締結し、当市の議会の議決を経て本契約となる。なお、落札者が契約締結までの間に入札参加資格要件のいずれかを満たさなくなった場合は、契約を結ばないことがある。

9 その他

- (1) 元請負人及び下請負人等は、暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出すること。
- (2) 元請負人及び下請負人等は、契約の履行に当たって暴力団員又は暴力団密接関係者による不当介入を受けた際には、市へ速やかに報告すること。
- (3) 入札参加者は、設計図書等を熟読し、有田市建設工事等競争契約入札心得を遵守すること。
- (4) 請け負った工事などの一部下請発注及び資材等の調達については、できる範囲で地元業者（有田市内の業者）を利用すること。
- (5) 平成27年度における、請負代金の支払限度額は674,380,000円（前払金を含む）とする。

10 封筒の記載例

〒649-0399	
日本郵便株式会社 箕島郵便局留	
和歌山県有田市役所経営管理部総務課管財係 行	
開札日	平成27年12月2日
工事年度・工事番号	平成27年度 第 号
工事名	(仮称) 有田市地域交流センター新築工事
工事場所	有田市箕島地内
共同企業体名	_____ 特定建設工事共同企業体
共同企業体代表幹事の建設業許可番号	_____
担当者の所属及び氏名	_____
担当者連絡先 (電話番号)	_____
担当者連絡先 (FAX番号)	_____